

審議会答申に向けての これまでの意見の確認について

- I 答申書（案）の構成について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- II 審議会における説明概要及び主な意見と
答申案への反映について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

I 答申書（案）の構成について

○ 答申文（答申の要旨）

○ 目次

○ はじめに

1 本市水道事業の現状について

- (1) 現行計画に基づく取組の実施状況
 - ア 令和元年度実施事業の事業評価
 - イ 令和元年度決算と財政収支計画との比較
 - ウ 令和2年度実施事業の事業評価
 - エ 令和2年度決算と財政収支計画との比較
- (2) 計画期間の財政収支見通し

2 新たな経営計画策定のベースとなる水道施設総合整備計画

- (1) 水道施設総合整備計画策定の趣旨
- (2) 水道施設総合整備計画の概要
- (3) アセットマネジメントの実践によるシミュレーション結果を踏まえた水道施設総合整備計画の財政収支見通し
- (4) 水道施設総合整備計画の策定に当たっての要望等

3 新たな経営計画の策定について

- (1) 新たな経営計画策定の趣旨
- (2) 新たな経営計画の概要
- (3) 新たな経営計画の計画期間における財政収支見通し
- (4) 新たな経営計画の策定に当たっての要望等

〔参考資料 等〕

Ⅱ 審議会における説明概要及び主な意見と答申案への反映について

はじめに

- ・ 答申の趣旨 等

1 本市水道事業の現状について

(1) 現行計画に基づく取組の実施状況

計画の趣旨と事業評価の概要

ア 令和元年度実施事業の事業評価

審議会での説明概要

【事業運営評価】

- ・ 「安全でおいしい水道水の供給」、「最適で災害に強い施設・体制の整備」、「持続可能な経営基盤の確立」の3つの方向性ごとに掲げた11の目標の実現に向け、最重要事業として位置付けした老朽管更新事業をはじめとした各種事業に取り組んだ。
- ・ その結果、事業運営評価では、令和元年東日本台風の影響により、「目標2.1 水需要を踏まえた施設再編による施設の最適化、安定化」は、B評価となったもののそれ以外のすべての目標でA評価となった。
- ・ 実施事業評価では、65の事業のうち7事業でb評価となった。
- ・ 事業運営の目標として設定した29の指標のうち3指標でb評価、3指標でc評価、1指標でd評価となった。

① 「実施事業評価」(a評価以外7事業)

- ・ 水道水源保全啓発事業 b評価
- ・ 基幹浄水場連絡管整備事業 b評価
- ・ 浄水施設耐震化事業 b評価
- ・ 配水施設耐震化事業 b評価
- ・ 浄水場非常用発電設備整備事業 b評価
- ・ 緊急遮断弁整備事業 b評価
- ・ 遊休資産の有効活用の推進 b評価

② 「事業運営の目標」(a評価以外7指標)

- ・ 基幹浄水場連絡管整備事業の進捗率(平・鹿島) c評価
- ・ 基幹浄水場連絡管整備事業の進捗率(鹿島・常磐) c評価
- ・ 浄水施設の耐震化率 d評価
- ・ 基幹管路の耐震管率 b評価
- ・ 実使用年数超過管路率 b評価
- ・ 有収率 b評価
- ・ 水道施設見学者割合 c評価

【業務指標評価】

- ・ 安全では、「消毒副生成物濃度水質基準比率」や「法定耐用年数超過管路率」等が類似団体平均値よりも低い状況にあるものの、全体として類似団体平均値と同程度となっている。
- ・ 強靱では、老朽化対策に関する指標において、「漏水率」、「有収率」、「給水管の事故割合」、「配水池の耐震化率」等が類似団体平均値よりも低い状況にある。
- ・ 持続では、「漏水率」、「施設利用率」、「配水量1 m³当たり電力消費量」、「有収率」、「給水原価」、「繰入金比率」等が類似団体平均値よりも低い状況にある。
- ・ しかし、「経常収支比率」、「自己資本構成比率」などの経営に関わる指標については、類似団体よりも同程度または高い状況となっている。

審議会での主な意見

個別意見

- ・ 事業運営の目標の達成状況評価において、「基幹浄水場連絡管整備事業」の進捗率の評価がc評価となっているが、今後の事業に影響は出てくるのか。【第2回審議会】
→（事務局回答）平・鹿島水系幹線事業については、令和元年東日本台風の影響により令和元年度に完了する予定であった工事が繰越工事になったことからc評価となったが、令和2年6月には全ての工事が完了している。また、鹿島・常磐水系幹線事業については、計画策定後に完了時期を令和8年度から令和10年度に計画変更したことからc評価となったが、変更後の計画に対しては順調に進捗している。
- ・ 事業運営の目標の達成状況評価における「漏水率」の目標が低いため、漏水率を更に改善させる努力をしていくことが重要である。【第2回審議会】
→（事務局回答）平成29年度から老朽管更新事業を最重要事業として実施しており、漏水件数は減少していることから、老朽管更新事業の進捗状況を踏まえながら今後の目標を設定したい。

総括意見

- ・ 全体的な集約として、新経営プランで謳っている「安全」「強靱」「持続」の3つの方向性ごとに掲げた、11の大きな目標については、令和元年東日本台風の影響などによりB評価が1つあったものの、それ以外は全てA評価ということで、目標はおおむね達成されたということを確認した。
- ・ 事業レベルでは、令和元年東日本台風の影響により、「基幹浄水場連絡管整備事業」や「浄水場非常用発電設備整備事業」などで遅れが生じているほか、前回から引き続き「浄水施設耐震化事業」や「配水施設耐震化事業」などでも遅れが生じている状況にあることから、着実に事業を進められるよう進行管理を行っていく必要がある。また、新・経営プランで最重要事業として位置付けた「老朽管更新事業」においては、「管路の更新率」や「漏水率」で目標を上回っており、順調に進捗していることを確認したものの、「有収率」などでは目標を下回る結果となっていることから、目標達成に向け、効果的に事業を進めていく必要がある。

- なお、漏水率については、更に改善させる努力が必要なことから、老朽管更新事業の進捗状況を踏まえながら、今後の目標を設定する必要がある。
- 台風など近年頻発する自然災害への対策についても、将来的な施設整備・更新の基本となる水道施設総合整備計画の策定に併せて検討を行っていることを確認した。
- 「業務指標評価」においては、類似団体との比較から、これまでと同様に収益性や財務の状況など経営面では、概ね良好な状態であるが、施設面では、「管路の耐震管率」などで改善が見られるものの全体的に類似団体より低い状況にあることを確認した。

答申案記載内容（記載箇所：2頁1(1)ア）

総括意見に同じ

イ 令和元年度決算と財政収支計画との比較

審議会での説明概要

- 収益的収支の収入面では、給水人口の減少や令和元年東日本台風により平浄水場が運転停止したことに伴い、使用水量が減少したことなどで計画より1.3億円減となった。
- 収益的収支の支出面では、令和元年東日本台風等による災害で受けた損失に対応するため、特別損失（災害応急復旧費及び災害応急給水費）が増加し、計画より7.7億円増となった。
- これにより純利益は、計画より9億円減の4.8億円となった。
- 資本的収支の収入面では、建設改良工事の繰越等に伴い、企業債が減少したことなどで計画より9.9億円減となった。
- 資本的収支の支出面では、建設改良工事が、令和元年東日本台風等に伴い業務遂行に支障が生じ、翌年度へ繰越となったことなどで計画より19.8億円減となった。
- これにより収支不足額は、計画より9.9億円減の46億円となった。
- 補填財源は、29億円の増となり、資本的収支の収支不足額を補填した後の資金残高は、計画より38.9億円増の81.9億円となった。
- 計画期間最終年度である令和3年度末時点での資金残高は、計画額と比較し、12億円増の46.7億円となる見込み。
- 令和元年度の企業債残高は258.3億円となり、対前年度比で7.4億円減となった。

審議会での主な意見

個別意見

- 管路更新率を向上させながら企業債を計画以上に減額させていることは評価しても良いのではないのか。【第2回審議会】

総括意見

- 令和元年度決算において東日本台風などによる想定外の費用の増加があったもの

の、令和3年度末の資金残高は財政計画と比較して12億円の増となる見込みであり、財政計画に基づいた財政運営がなされていること、また、企業努力により管路更新率を向上させながら企業債残高を計画以上に減らしていることを確認した。

答申案記載内容（記載箇所3頁1(1)イ）

- ・ 令和元年度の決算額を財政計画額と比較すると、収益的収支においては、収入面では、令和元年東日本台風等の影響により、料金収入が減少したことなどから、計画額を1.3億円下回り、支出面では、災害関連の特別損失を計上したことなどから、計画額を7.7億円上回り、この結果、純利益は4.8億円となり、計画額を9億円下回っている。
- ・ 資本的支出においては、支出面では、令和元年東日本台風等の影響により老朽管更新事業等の一部の工事が令和2年度に繰り越したことなどから計画額を19.8億円下回り、収入面では、企業債の借入額が減少したことなどから計画額を9.9億円下回っている。
- ・ この結果、資本的収支不足額は46億円となり、計画額を9.9億円下回っている。
- ・ また、補填後の資金残高については、平成30年度から繰り越した損益勘定留保資金が計画より増加したこと、東日本台風等の影響により建設改良事業の一部の工事が翌年度に繰り越したことにより、計画額を38.9億円上回っている。
- ・ 令和元年度決算においては、東日本台風などによる想定外の費用の増加があったものの、令和元年度末の資金残高は財政計画と比較して約38.9億円の増となり、計画期間の最終年度である令和3年度末における資金残高は財政計画と比較して約12億円の増となる見込みで、財政計画に基づいた財政運営がなされており、今後の各種事業を実施するための資金が確保できる見込みとなっている。
- ・ なお、企業債残高については、前年度と比較して約7億4,300万円減少しており、管路更新率を向上させながらも計画以上に減額させていることは評価できるものである。

ウ 令和2年度実施事業の事業評価

審議会での説明概要

【事業運営評価】

- ・ 「安全でおいしい水の供給」、「最適で災害に強い施設・体制の整備」、「持続可能な経営基盤の確立」の3つの方向性ごとに掲げた11の目標の実現に向け、最重要事業として位置付けした老朽管更新事業をはじめとした各種事業に取り組んだ。
- ・ その結果、事業運営評価では、11の目標のうち8つの目標がA評価、3つの目標が今般の新型コロナウイルス感染症という不可抗力な出来事による影響を受け、B又はC評価となった。
- ・ 実施事業評価では、65の事業のうち10事業でb評価、1事業でc評価となった。
- ・ 事業運営の目標として設定した29の指標のうち1指標でb評価、3指標でc評価、3指標でd評価、1指標でe評価となった。

① 「実施事業評価」(a 評価以外 11 事業)

- ・ 水道水源保全啓発事業 b 評価
- ・ 配水施設整備事業 b 評価
- ・ 浄水施設耐震化事業 b 評価
- ・ 配水施設耐震化事業 b 評価
- ・ 配水施設更新事業 b 評価
- ・ 緊急遮断弁整備事業 b 評価
- ・ 人材育成の充実 b 評価
- ・ 環境教育の推進 b 評価
- ・ 戦略的な広報の推進 b 評価
- ・ お客さま意識調査等の実施 c 評価
- ・ 水に親しむまちづくりの推進 b 評価

② 「事業運営の目標」(a 評価以外 8 指標)

- ・ 基幹浄水場連絡管整備事業の進捗率 (鹿島・常磐) c 評価
- ・ 浄水施設の耐震化率 d 評価
- ・ 実使用年数超過管路率 b 評価
- ・ 外部研修時間 c 評価
- ・ 内部研修時間 c 評価
- ・ 水道施設見学者割合 e 評価
- ・ アンケート情報収集割合 d 評価
- ・ 行事開催 (参加) 回数 d 評価

【業務指標評価】

- ・ 安全では、「最大カビ臭物質濃度水質基準比率」や「消毒副生成物濃度水質基準比率」等が低い状況にあるが、全体としては類似団体と同程度となっている。
- ・ 強靱では、「漏水率」、「有収率」、「給水管の事故割合」、「管路の耐震管率」、「配水池の耐震化率」などが類似団体より低い状況にあるものの、老朽管更新事業等の進捗に伴い、「漏水率」、「有収率」、「管路の耐震管率」については改善の傾向が見られる。
- ・ 持続では、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた、「外部・内部研修」や「アンケート情報収集割合」が前年度より低くなっているほか、「漏水率」、「施設利用率」、「配水量 1 m³あたり電力消費量」等が類似団体よりも低い状況にある。
- ・ しかし、「経常収支比率」、「自己資本構成比率」などの経営に関わる指標については、類似団体と同程度または高い状況となっている。

審議会での主な意見

個別意見

- ・ 業務指標評価の強靱の部分において、有収率や管路の耐震管率などが令和元年と比較して改善しているようであるが、類似団体との比較では大分乖離している状況にあり、類似団体に近づくためには何が必要で、また追いつくまでの期間はどれ位必要なのか教えていただきたい。【第5回審議会】
→（事務局回答）有収率や管路の耐震管率の改善には老朽管更新が最も効果的であり、いわき市の場合、類似団体よりもはるかに高いレベルで更新事業を実施しているところである。また、類似団体に追いつく期間については検討していないが、現在のペースで老朽管更新事業を実施していけば、いずれどこかの時点で必ず追いつくものと考えている。
- ・ 公共団体は一般の民間企業とは違い競争原理が働いておらず、一般の市民や企業からすれば、支払った水道などの公共料金が適切に使われているのかということや料金の妥当性についての納得感があるため、実施する事業の費用対効果を検証する機会が必要だと思う。【第5回審議会】

総括意見

- ・ 新経営プランで謳っている「安全」「強靱」「持続」の3つの方向性ごとに掲げた、11の大きな目標については、B評価が2つ、C評価が1つあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響という不可抗力的な出来事が要因であることを踏まえれば、目標はおおむね達成されたということを確認した。
- ・ 「事業運営評価」では、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修やイベント等に関する事業が目標を達成できていない状況にあることから、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら現行計画に基づき事業を推進しつつ、オンラインを活用した研修やイベントに代わるお客様ニーズを把握する方法などについても検討し、目標達成に向け、効果的に事業を進めていく必要がある。
- ・ 「業務指標評価」においては、類似団体との比較から、これまでと同様に収益性や財務の状況など経営面では、概ね良好な状態であるが、施設面では、「管路の耐震管率」や「有収率」、「漏水率」などで改善が見られるものの全体的に類似団体より低い状況にあることを確認した。
- ・ 類似団体と比較して低い状況にあるものについては、指標の重要度を考慮し、現行の計画において関連する事業を積極的に展開するとともに、長期的な対応が必要なものについては、次の新たな経営計画の中で引き続き実施していくことで類似団体に少しでも近づけられるよう望むものである。

答申案記載内容（記載箇所：3頁1(1)ウ）

総括意見に次の意見を追加

- ・ なお、実施事業については、費用対効果について検証するとともに、市民に分かりやすく公表する必要がある。

エ 令和2年度決算と財政収支計画との比較及び(2)計画期間の財政収支見通し

審議会での説明概要

- ・ 収益的収支の収入面では、令和元年東日本台風等に係る国庫補助金や災害共済金等の特別利益の増加したことなどで計画より3.6億円増となった。
- ・ 収益的収支の支出面では、令和元年東日本台風の影響等による事業繰越に伴う減価償却額が減少し、計画より3.3億円減となった。
- ・ これにより純利益は、計画より6.9億円増の18.6億円となった。
- ・ 資本的収支の収入面では、建設改良工事の繰越等に伴い、他会計繰入金が増加したことなどで計画より2.1億円増となった。
- ・ 資本的収支の支出面では、令和元年東日本台風等に伴い建設改良工事が前年度から繰り越されたことなどによる建設改良費が増加したことなどで計画より3億円増となった。
- ・ これにより収支不足額は収入から繰越工事資金充当分となる1.6億円を除き、計画より2.5億円減の58.2億円となった。
- ・ 補填財源は、41.3億円の増となり、資本的収支の収支不足額を補填した後の資金残高は、計画より38.8億円増の78.3億円となった。
- ・ 計画期間最終年度である令和3年度末時点での資金残高は、計画額と比較し、14.9億円増の49.6億円となる見込み。
- ・ 令和2年度の企業債残高は253.2億円となり、対前年度比で5.1億円減となった。

審議会での主な意見

個別意見

- ・ 令和2年度の給水収益が、令和元年東日本台風の影響で減少した令和元年度決算値と比較して、それほど回復していないように感じるが、何か要因はあるのか。【第5回審議会】
→（事務局回答）大きな要因は長期的な人口減少になるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校のプールの中止や休校、店舗の時間短縮営業や休業のほか、観光施設、ホテル業が大きな影響を受け、公共用水や業務営業用水が減少する一方で、巣ごもり需要により一般家庭で使用する生活用水は増加したものの、水量料金の大きな割合占める最高単価の第5段階の水量等が減少したため、給水収益が回復しきれなかったものである。なお、令和3年度においても給水収益は回復しきれないと推測しているところである。

総括意見

- ・ 令和3年度までの財政収支見通しについては、令和2年度決算において、令和元年東日本台風等に係る国庫補助金や災害共済金等の特別利益の増、令和元年東日本台風の影響等による事業繰越に伴う減価償却額の減などにより、令和2年度末での資金残高は、計画と比較して約39億円増の約78億円となり、令和3年度末での資金残高は、財政計画と比較して約15億円増の約50億円となる見込みであり、財政計画に基づいた財政運営がなされているということを審議会として確認した。

答申案記載内容（記載箇所：4頁1(1)エ）

【令和2年度決算と財政収支計画との比較】

- ・ 令和2年度決算の収益的収支においては、収入面では、令和元年東日本台風等に係る国庫補助金等の特別利益の増加などで計画額を約3.6億円上回り、支出面では、事業繰越に伴う減価償却費が減少したことなどで計画額を約3.3億円下回ったことから、純利益は18.6億円となり計画額を6.9億円上回っている。
- ・ 資本的収支においては、支出面では、令和元年東日本台風等の影響により老朽管更新事業等の一部の工事が前年度から繰り越されたことなどから計画額を約3.0億円上回り、収入面では、他会計繰入金や国庫補助金が増加したことなどから計画額を2.5億円上回っている。
- ・ この結果、繰越工事資金1.6億円を除く資本的収支不足額は約58.2億円となり、計画額を約2.5億円上回っている。
- ・ 以上により、令和2年度末の資金残高は、前年度から繰り越された損益勘定留保資金や当年度純利益が計画額を上回ったことなどで、約78.3億円となり計画額を約39億円上回っている。
- ・ なお、企業債残高については、前年度と比較して約5億1,300万円減少している。

【計画期間の財政収支見通し】

- ・ 計画期間の最終年度である令和3年度末における資金残高は財政計画と比較して約15億円増の約50億円となる見込みとなっており、財政計画に基づいた財政運営がなされており、今後の各種事業を実施するための資金が確保できる見込みとなっている。今後においても、人口減少により給水収益が減少するなかで高度経済成長期に整備してきた施設の更新需要が増加していくことに加え、水道施設総合整備計画の各種事業を着実に実施していく必要があることから、これらに必要となる財源を確保していきながら企業債を適切に管理していく必要がある。

2 新たな経営計画策定のベースとなる水道施設総合整備計画

(1) 水道施設総合計画策定の趣旨

答申案記載内容（記載箇所：5頁2(1)）

- ・ 水道局では、将来の人口減少等に伴う水需要の減少や水道施設の更新需要の増大に対応するため、平成27年3月に「水道システム再構築計画」、「水道施設更新計画」、「水道施設耐震化計画」の3計画と、平成28年12月に「老朽管更新計画」（以下、これら4計画を「個別計画」という。）を策定し、これらに基づく取組を推進している。
- ・ しかし、震災の影響で実勢人口が急増し、人口構造や地域分布に変化もみられ、計画策定後も本市水道事業を取り巻く環境が変化してきている。さらに、基幹水道施設が順次更新時期を迎え水道施設の再構築が本格化するため、これらの事業環境の変化が、今後の事業運営に大きな影響を及ぼすこととなる。
- ・ こうした状況から、個別計画がそれらの変化に対応可能な計画となっているかなどの検証を行い、その検証結果を踏まえ、個別計画を見直す必要が生じている。
- ・ さらに、令和元年東日本台風による豪雨災害により広域的な断水が発生したこと

を受け、浸水区域にある水道施設の浸水対策の必要性が生じているほか、令和元年房総半島台風では停電が発生し、千葉県内で断水が長期化したことや豪雨に伴う土砂災害が各地で発生し水道施設にも被害が及んだことにより、停電対策や土砂災害対策についても重要性が高まっていることから、浸水対策、停電対策及び土砂災害対策など自然災害への対策の検討が必要となっている。

- これらのことを踏まえ、水道事業における現状の評価と課題から将来の事業環境を予測し、最適な水道施設の将来像を導き出したうえで、その実現を図るための具体的な検討を行い、個別計画を包含する新たな水道施設総合整備計画を策定することとしている。

(2) 水道施設総合整備計画の概要

答申案記載内容（記載箇所：6頁2(2)）

- 現行の「水道システム再構築計画」では、小名浜ポンプ場を整備し、泉浄水場を廃止したうえで南北相互融通体制を構築する計画としていた。しかし、長距離送水システムを整備する必要があることから、管内滞留水の対応はもとより、管末での残留塩素濃度不足リスク、消毒副生成物の発生リスク、長距離送水による将来的な管路事故（漏水）リスクの高まりに留意する必要がある。
- これらのことから、相互融通体制の構築に当たっては、「泉浄水場の存続・廃止」、「泉浄水場廃止における小名浜ポンプ場建設による長距離輸送システムの構築の有無」を主眼としたモデルケースを設定し、最適な水道システムを検証した結果、給水区域の中央に位置する泉浄水場を最大限活用することで、さまざまなリスクに対して柔軟に対応でき、施設整備費や送配水コストを含めた総コストも抑制することができる水道システムが最適な将来像であるという結論に達した。
- 平浄水場、上野原浄水場、泉浄水場、山玉浄水場及び法田ポンプ場の5つの基幹浄水場を存続させ、中央に位置する泉浄水場を最大限活用する相互融通体制を構築するために、将来の水需要に応じ水道施設の最適化を図るとともに、老朽施設の更新や耐震化等の個別対策による施設の強靱化と相互融通体制の構築によるバックアップ機能の強化を図ることで災害時においても、安全でおいしい水道水の安定的な供給を目指すこととしている。
- この水道施設総合整備計画は、9つの計画で構成されており、50年後の最適な将来像の実現に向けた基本方針を示すとともに、4つの具体的な取組と具体的施策を定めた「水道施設再構築構想」のほか、個別対策による施設強靱化の取組として定めた「水道施設耐震化計画」、「水道施設津波・浸水対策計画」、「水道施設土砂災害対策計画」、「水道施設停電対策計画」、施設老朽化対策としての「水道施設整備計画」及び「管路整備計画」、施設の長寿命化の取組を定めた「水道施設長寿命化計画」、事業量の平準化と財源確保の取組を定めた50年間の「アセットマネジメント」により構成されている。

(3) アセットマネジメントの実践によるシミュレーション結果を踏まえた水道施設総合整備計画の財政収支見通し

答申案記載内容（記載箇所：6頁2(3)）

- ・ アセットマネジメントの実践による財政収支見通しについて、現行計画ベース（標準使用年数）の投資計画でのシミュレーション結果は、今後50年間で約1,611億円の資金不足が生じる見込みとなり、令和9年度に水道料金水準の引き上げが必要となる結果となっている。
- ・ また、基幹管路の更新を標準使用年数とし、基幹管路以外の更新を延長使用年数とした場合の投資計画でのシミュレーション結果は、今後50年間で約771億円まで縮減することが可能となり、令和9年度に水道料金水準の引き上げが必要な結果となった。
- ・ これらのシミュレーション結果を踏まえ、水道施設総合整備計画を検討し、同計画の投資計画を反映させた結果、今後50年間で約970億円の資金不足が見込まれている。

(4) 水道施設総合整備計画の策定に当たっての要望等

審議会での主な意見

個別意見

- ・ 水道施設再構築構想について、浄水場の再整備期間に災害が発生し、再整備している浄水場以外の浄水場が停止した場合のバックアップ体制は検討しているのか。
【第3回審議会】
→（事務局回答）浄水場の再整備期間においては、再整備している浄水場以外の浄水場でバックアップ体制をとりつつ、浸水対策や地震対策等の災害対策を進める計画としている。また、浄水場を整備してから古い浄水場を撤去するなど、浄水場の同時停止リスクを最小限にするような工夫をしていきたい。
- ・ アセットマネジメントについて、水道施設の更新基準となる標準使用年数から更に1.2倍や1.5倍に延長した延長使用年数による財政シミュレーションを示しているが、100年の標準使用年数の場合150年使用できることになり、そのような長期間の使用が可能なのか。【第3回審議会】
→（事務局回答）標準使用年数の設定にあたっては、国や他事業者の更新基準や製造メーカーの仕様、本市における使用実績等を踏まえ、標準的に使用できる年数として設定しており、延長使用年数でも最大100年とし、長寿命化計画における点検や修繕を行い前倒しや先送りしながら、なるべく長期間使用することとしている。
- ・ 今後、総合整備計画の事業を進めていく中で、延長使用年数の考え方の修正等について議論をする際に定量的な根拠に基づいた議論ができるよう、管路台帳に漏水事故等の情報を記載することを考えていただきたい。【第4回審議会】
→（事務局回答）いわき市では漏水調査において発見した漏水を修繕する際に、管路台帳が基になっている配管図に漏水箇所を点として描き入れ、漏水箇所を濃淡で可視化して表すヒートマップ等を作成し、現在の老朽管更新事業の優先順位の策定に反映しているところであり、今後も同様に継続して情報を整理していく。
- ・ 市民に対して、総合整備計画を公表する際は、施設のダウンサイジングを行った

結果についても公表することで、水道局の経営努力が伝わるとともに、水道局の経費削減の取組みのアピールになるため、検討いただきたい。【第4回審議会】

→（事務局回答）総合整備計画本編の水道施設再構築構想の部分でダウンサイジングの効果額を算出しているため、市民の方に対し出来る限り分かりやすい表現で公表したい。

- ・ 水道施設停電対策計画について、最近の豪雨災害により浄水場が浸水する事例が見受けられるため、浄水場の受電設備の高さなども検討したほうが良い。【第3回審議会】

総括意見

- ・ 本計画は、今後の水需要の減少等を踏まえた最適な水道施設の今後のあり方を示し、適正な施設規模での更新、長寿命化対策、災害対策を実施していくものであり、安全、安心な水道水を将来も安定して供給していくためには、いずれも必要不可欠な事業である。
- ・ 一方で、本計画を反映させた財政収支見通しについては、令和9年度に資金不足が生じる見通しになっている。
- ・ 資金不足に対応するためには、料金水準の見直しや企業債による借入、あるいは事業量を抑えるなどの方法はあるものの、必要な事業を実施していくことは、持続可能な水道事業を運営していくためには、もちろん必要不可欠であるという反面、料金水準の見直しは市民の負担が増加することになる。
- ・ 水需要の動向を踏まえつつ、必要な事業を合理的に進めながら、経営コストを縮減させるなど、より一層の企業努力を行い、料金水準の見直しに伴う市民の負担軽減に努めていく必要がある。
- ・ 市民に対して、総合整備計画を公表する際は、施設のダウンサイジングを行った結果についても分かりやすく公表することで、水道局の経営努力が伝わるとともに、水道局の経費削減の取組みのアピールになると考えられる。

答申案記載内容（記載箇所：7頁2(4)）

- ・ 水道局から示された現在策定を進めている水道施設総合整備計画に対して、委員から次のような意見が付された。
- ・ 「水道施設再構築構想」について、浄水場の再整備期間に災害が発生し、再整備している浄水場以外の浄水場が停止した場合については、浄水場の整備後に古い浄水場を撤去するなど同時停止リスクを最小限にするよう工夫をされたい。
- ・ 「水道施設停電対策計画」については、最近の豪雨災害により浄水場が浸水する事例が見受けられるため、実施する際には浄水場の受電設備の高さなども検討されたい。
- ・ 水道施設総合整備計画の各事業を進めていく中で、延長使用年数の考え方の修正等について議論する際に定量的な根拠に基づいた議論ができるよう、今後も継続して管路台帳に事故等の情報を整理されたい。また、同計画を市民に対して公表する際には、施設のダウンサイジングを行った結果についても公表することで、水道局の経営努力が伝わるとともに、経費削減の取組のアピールになると考えられるた

め、できる限り分かりやすい表現で公表されたい。

- ・ こうした個別的な意見を踏まえ、本審議会としては次のように意見を取りまとめた。
- ・ 本審議会としては、水道施設総合整備計画は、今後の水需要の減少等を踏まえた最適な水道施設のあり方を示し、適正な施設規模での更新、長寿命化対策、災害対策を実施していくものであり、安全、安心な水道水を将来も安定して供給していくためにはいずれも必要不可欠な事業であることを確認した。
- ・ 一方で、本計画を反映させた財政収支見通しについては、令和9年度に資金不足が生じる見通しとなっている。
- ・ 資金不足に対応するためには、水道料金水準の見直しや、企業債による借入、あるいは事業量を抑えるなどの方法はあるものの、必要な事業を実施していくことは持続可能な水道事業を運営していくためにはもちろん必要不可欠であるという反面、水道料金水準の見直しは市民の負担の増加につながることになる。
- ・ したがって、水需要の動向を踏まえつつ、必要な事業を合理的に進めながら経営コストを縮減させるなど、より一層の企業努力を行い、水道料金水準の見直しに伴う市民の負担軽減に努めていく必要がある。
- ・ これらの審議会の意見を尊重されるよう望むものである。

3 新たな経営計画の策定について

(1) 新たな経営計画策定の趣旨

答申案記載内容（記載箇所：8頁3(1)）

- ・ 経営計画は、長期的な視点から導き出した将来像を実現するための計画であることから計画期間を切れ目なくつなぎ、取り組んでいくことが重要であり、現在の中期経営計画が終期を迎える令和3年度中には、令和4年度以降の新たな経営計画を策定する必要がある。
- ・ 過去の経営計画策定の流れを踏襲すれば、基本計画の終期である令和8年度までを計画期間とする中期経営計画の後期計画を策定することとなるが、新たな経営計画の策定に当たっては、現行計画の課題や計画策定後の事業環境の変化を把握するとともに、将来の最適な水道施設の実現を図るために現在策定を進めている水道施設総合整備計画や水道法の改正内容等を踏まえた策定作業を進めていく必要がある。
- ・ これらの課題に適切に対応するため、現行計画の全体的な見直しを行い、新たな経営計画の策定を予定している。

(2) 新たな経営計画の概要

答申案記載内容（記載箇所：8頁3(2)）

- ・ 新たな経営計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間としており、5年ごとに見直すこととしていることから、料金算定期間は5年間を予定している。また、基本理念については、現行計画の「未来に引き継ぐいわきの水道 ～安全でおいしい水を必要なだけ～」を引き継ぎ、長期的な視点に立った計画とするため水道施設総合整備計画と整合を図り50年後の将来像（理想像）を明確化して

いる。

- なお、本計画は、現行計画と同じく、厚生労働省が策定を求めている「水道事業ビジョン」と、総務省が策定を求めている「経営戦略」を兼ねるものとして策定することとしているが、基本的な構成については、現行計画の基本計画と中期経営計画の二段階構成を含めた全体的な見直しを行い、新たに令和4年度から10年間の経営計画を策定することとしている。
- また、目指すべき将来像を実現するために、限られた経営資源を有効に活用し、計画的に各種施策に取り組んでいく必要があることから、厚生労働省の「新水道ビジョン」の方向性を反映させた現行計画を引き継ぎ、「安全」、「強靱」、「持続」の方向性のもと、12の施策の柱を設定し、柱ごとに体系的な視点で33の施策を掲げ、水道施設総合整備計画を反映させた「強靱」のハード関連の具体的な施策のほか、「安全」、「持続」のソフト関連の具体的な施策を併せた66の各種事業を実施していくこととしている。

(3) 新たな経営計画の計画期間における財政収支見通し

答申案記載内容（記載箇所：9頁3(3)）

- 新たな経営計画の計画期間（令和4年度～令和13年度）に係る財政収支見通しは、水道施設総合整備計画のアセットマネジメントとして策定する投資・財政計画（50年間）のうち、令和4年度からの10年分の投資可能額の範囲内において、新たな経営計画の取組を実施していくものとして作成している。
- なお、新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済や市民生活への影響等に鑑み、令和8年度までは現行の水道料金水準を維持するものとし、令和9年度以降の資金不足については、長期的な見通しを踏まえた10年間の財政収支見通しにおいては、10%を超えない範囲で水道料金水準を見直すこととしており、企業債については、充当率は上水道の建設改良費の40%、残高は400億円、企業債残高対給水収益比率は450%をそれぞれ上限として設定して対応するものとしている。
- まず、収益的収支のうち、収入は、給水収益が減少傾向にあるものの、現行の水道料金水準のままでも10年間の合計は約884億8千万円と見込まれ、支出は、減価償却費等が増加するものの10年間の合計は約859億9千万円と見込まれ、収入から支出を差し引いた純利益の10年間の合計は約24億9千万円と見込まれている。
- また、資本的収支のうち、収入は、建設改良に充てるための企業債の充当率の引き上げなどで10年間の合計は約280億8千万円と見込まれ、支出は、水道施設総合整備計画に係る投資需要見込みなどで10年間の合計は約798億6千万円と見込まれている。
- これらにより10年間の収支不足額は合計で約517億8千万円と見込まれ、この収支不足額に補填財源を充当すると、6年後の令和9年度から収支不足となる。

(4) 新たな経営計画の策定に当たっての要望等

審議会での主な意見

個別意見

- ・ 過去は給水収益が高かったため、ある程度企業債残高があっても減らしていくことができたと思うが、今後、給水収益が減少していく中ではなかなか上限である 400 億円もの企業債を減らしていくことは難しいのではないかと。【第 5 回審議会】
→ (事務局回答) 今回の財政収支見通しは、計画的に年ごとに料金水準を見直しているが、当然負担にもなるため、料金改定率 10%を超えないように作成している。なお、料金改定率 10%を超えないこととしたのは、直近の改定率が 9.82%ということもあり、市民の方に理解いただけないと考慮したためであるが、50 年後には現行の料金水準の 1.9 倍程度になる見通しとしている。
- ・ スマートメーターなどの新しい技術は、福島県や近隣事業者または電力会社等と連携した導入が可能ではないかと思うが、福島県において広域連携をどのような方向で進めているのか。【第 5 回審議会】
→ (事務局回答) 現在、福島県において、県内各事業者で連携可能な業務や県の介入も踏まえた広域化推進プランを策定しているところである。また、具体的な広域連携には、隣接する事業者とで共用できる施設の建設や料金等のシステムの共有化、災害の応援等があり、いわき市においても相双地区の水質検査を受託しているところである。
→ (別委員補足) 平成 30 年に改正された水道法の目的は水道の基盤強化であり、その趣旨は小規模で人員が不足している事業者のため広域化を推進することとし、現在県が広域化のプランを検討しているところである。また、県が一方向的に広域化を進めるのではなく、県内の各事業者でできることをまとめるコーディネーター的な役割を果たしている。
- ・ 市においては、現在スマートシティやスマートタウンなどを推進しているが、本当に市民のためになるのか疑問があるところであり、そういった新たな事業が他の事業者の取組や今の時代に合わせるため実施するというだけでは市民のためにならないと思われる。費用対効果を踏まえ、いかに費用を抑えられるのかを一番念頭に考えて計画を作っていただきたい。【第 5 回審議会】
→ (事務局回答) コスト縮減に関しては、今後増加する建設改良費のコスト縮減が重要な課題になると思っており、新たな経営計画における経営効率化の取組を実施していくほか、管路の設計から施工まで一括発注する DB 方式や ICT を活用した工事管理、浄水場の設計から施工、運転までを一括発注する DBO 方式などの方法もあるため、コスト縮減の方法について調査・検討しながら事業に取り組んでいきたいと考えている。
- ・ 重要給水施設配水管整備事業など市民の方に密接に関わる事業については、興味や関心があると思われるため、もっと分かりやすく情報を伝える必要があるのではないかと。【第 5 回審議会】
→ (事務局回答) 重要給水施設配水管整備事業も含め、耐震化の進捗状況や管路の更新計画などについて視覚的に分かりやすく表現するなど、工夫しながら市民の方に伝えていきたい。

総括意見

- ・ 本計画は、現行計画の基本計画と中期経営計画からなる二段階構成を含めた全体的な見直しを行い、令和4年度から10年間の新たな経営計画を策定するものであり、その前提となる水道施設総合整備計画での事業がいずれも必要不可欠な事業であることを確認し議論を進めてきた。
- ・ その中で、財政収支見通しでは、令和9年度以降は資金不足が生じる見込みとなっているが、事業の現状と課題を踏まえたうえで、計画期間内の令和8年度には計画を見直すこととし、その際は、水道料金水準の見直しや企業債充当率の見直しの検討を行うこととしている。
- ・ また、今後の経営改善に向けた取り組みの方向性が計画に示されるということであったが、令和8年度までの5年間は、現行料金水準で必要な事業を進めることが可能となっているため、その内容は妥当なものであったと思われることから、審議会として本計画を了としたい。

答申案記載内容（記載箇所：9頁3(4)）

- ・ 水道局から示された新たな経営計画の骨子に対して、委員から次のような意見が付された。
- ・ スマートメーター導入の検討などICT活用による業務効率化などの取組については、新しく名前だけが先行したもので、その費用対効果に疑問があるような拙速な市の取組も一部見受けられるため、人口減少により給水収益が減少する中において、いかに費用を抑えていくかということが一番の念頭に置き、福島県が主導している広域連携の推進による県内の近隣事業者との連携による取組や官民連携の推進による電力会社などとの連携による取組なども検討しながら、市民負担を少しでも抑えられるような経営効率化の取組を実施されたい。
- ・ 重要給水施設配水管整備事業など市民の方に密接に関わるような事業については、対象となる救急病院や公共施設、福祉避難所などの施設名や耐震化路線等の情報を視覚的な表現等で市民の皆様に分かり易く提供されたい。
- ・ こうした個別的な意見を踏まえ、本審議会としては次のように意見を取りまとめた。
- ・ 本審議会は、今後の経営環境が一層厳しくなることが見込まれる中であっても、持続可能で将来にわたって安定的な給水を確保することで、本市の水道を未来に引き継いでいくことが何よりも重要であることから、今後の水道施設の理想像に向けた水道施設再構築構想や水道施設の更新、自然災害対策など持続可能な経営基盤のさらなる強化に努めていくことが急務であるとの観点から、計画策定に当たっては、次のとおり意見を付す。
- ・ 本審議会は、当該素案について妥当であると判断する。また、具体的な新たな経営計画の詳細に関する審議会の意見については、水道局において新たな経営計画を決定する際に尊重されるよう望むものである。
- ・ 過去の流れを踏襲すれば、現行計画の基本計画の終期である令和8年度までの中期経営計画の後期計画を策定することとなるが、水道施設総合整備計画により理想像が見直されること、水道法の改正内容を踏まえる必要があることなどから、現行

計画の基本計画と中期経営計画の二段階構成を含めた全体的な見直しを行い、令和4年度から10年間の新たな経営計画を策定するものであり、その前提となる水道施設総合整備計画の事業がいずれも必要不可欠な事業であることを確認した。

- そのなかで、新たな経営計画の財政収支見通しでは、令和9年度から資金不足が生じることが避けられない見込みとなっているが、事業の現状と課題を踏まえたうえで、計画期間の中間地点である5年後の令和8年度には計画を見直すこととし、その際には水道料金水準の見直しや企業債充当率の見直しの検討を行うこととしており、また、今後の経営改善に向けた経費節減などの取り組みの方向性が計画に示されるということであるが、長期的な見通しを踏まえた10年間の財政収支見通しにおいては、令和8年度までの5年間は現行の水道料金水準で必要な事業を進めることが可能であることから、本審議会としては、これを了とすることとした。
- これらの審議会の意見を尊重されるよう望むものである。

【資料編】

- 諮問（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・答申案 15 頁
- 資料1 事業評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ // 17 //
- 資料2 水道施設総合整備計画案の概要・・・・・・・・・・ // 26 //
- 資料3 水道施設総合整備計画案の計画期間における
財政収支見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ // 30 //
- 資料4 新たな経営計画の骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・ // 31 //
- 資料5 新たな経営計画の計画期間における財政収支見通し・・ // 33 //
- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ // 36 //
- 第17次いわき市水道事業経営審議会審議日程及び内容・・・・・・・・ // 39 //
- 第17次いわき市水道事業経営審議会委員・・・・・・・・・・・・・・・・ // 40 //